

教員等が管理する「共通機器」登録及び利用上の注意事項

1. 共通機器とは

共通機器とは、学術研究の発展に資するために、科学技術に関する開発研究又は学術研究を行う者の使用に供する研究機器です。共通機器に登録することで、帯広畜産大学の研究者が保有する高度な研究機器を学内外の研究者が有償で利用できるようになります。

研究機器を共通機器として登録する場合は、研究機器を管理している教員（以下「機器管理責任者」という）が共同利用設備ステーション長に申請し、許可を受ける必要があります。

2. 登録できる研究機器の要件

共通機器に登録できる研究機器は、以下の要件を満たす研究機器です。

(1) 当該研究機器を管理している機器管理責任者の備品であること。

Q. 受託研究等で購入した研究機器を共通機器に登録することは可能か？

A. 無償譲渡等の手続きが済んでいれば、登録可能です。手続きが済んでいない場合は、資金提供先に、①第三者に貸し出して良いか、②使用料を徴収して良いかをご確認ください。※「固定資産台帳」や「物品譲渡申出書、物品受領書、物品内訳表」等の書類をご提出いただきますので、必ず管理課に書類を確認してください。

(2) 学内外の利用に伴う料金（以下「利用料」という）は原則有償とすること。（利用料は、共通機器の算定ルールに基づき積算される。）

(3) 登録後も研究機器の維持管理は機器管理責任者で行うこと。

3. 登録申請方法

登録を希望する機器管理責任者は、下記の資料を共同利用設備ステーション（以下「ステーション」という）へご提出ください。なお、機器管理責任者は、基本料及び利用料単価の設定にあたって、管理課が求める以下の資料の提出が必要となります。

- 提出資料：①共通機器（登録・変更・取消）申請書（様式あり）
- ②研究機器の概要が記載されているカタログ等の資料
- ③料金積算に必要な資料及びその根拠資料（様式あり）

4. 登録後の作業について

①機器管理責任者の作業

- ・登録した研究機器の十分な提供時間を確保すること。（原則として8時30分から17時までの間）
- ・管理区域内の機器を利用させる場合は、病原体等の必要な教育訓練を受講済みであることを確認の上、利用者に入館登録等の手続きを指示すること。
- ・遺伝子組み換え、病原体、動物実験等の分析に機器を利用させる場合は、各委員会による許可の有無を利用者に確認すること。
- ・機器を利用させたときは、利用簿（様式あり）に記録を取らせること。
- ・学外利用者の利用料収入の取り扱いについて、管理課予算係と協議すること。

- ・利用簿のコピーを下記の年4回、ステーションに提出すること。

【利用実績報告の期限】

第1回報告（4～6月利用分）：7月5日（土日、祝日の場合は、明けの平日）

第2回（7～9月利用分）：10月5日 //

第3回（10～12月利用分）：1月5日 //

第4回（1～3月利用分）：4月5日 //

※決算の締切日により、第4回が1月～2月利用、第1回が3～6月利用分となる場合があります。

※基本料（技術指導料）を請求する場合は、利用簿に記載してください。

②共通機器担当者（ステーション、管理課）の作業

- ・利用簿等をもとに、利用実績（件数・時間・利用料等）を集計し、内容を利用者を確認します。
- ・利用料にかかる、予算振替・執行振替等の処理（振替先財源や外部資金の振替の可否の確認等）をします。
- ・学外利用者の場合、利用実績報告をもとに、学外利用者へ利用料請求します。

5. 共通機器の利用について

利用者は下記の点に留意して、共通機器を利用して下さい。

- ・共通機器の予約等については、機器管理責任者に直接メールや内線等で行うこと。
- ・共通機器を利用する際には、機器管理責任者の技術指導を受け、利用ルールを遵守すること。
- ・都合が悪くなり予約を取消す場合は、速やかに機器管理責任者へ連絡すること。
- ・機器を利用したときは、必ず備え付けの利用簿に記録をすること。

【担当】

（共通機器の登録申請手続きについて）

共同利用設備ステーション

Tel：内線 5311

E-mail：kyotukiki@obihiro.ac.jp

（利用料収入の取り扱いについて）

管理課

Tel：内線 5241

E-mail：kyotukiki@obihiro.ac.jp